

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和7年2月4日（火） 13：30～17：15

場所：恩賜林記念館2階大会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、後藤委員、小林（富）委員、小林（拓）委員、
佐藤委員、芹澤委員、高木委員、田中委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

山梨西部広域環境組合 建設課 長谷部課長、望月主査

株式会社静環検査センター 環境事業部 環境計画課 佐々木課長補佐、
竹内主任研究員、池田、
岡本

<事務局>

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課

野中課長、齋藤総括課長補佐、樋川課長補佐、谷内主査、伊藤副主査

次第

1 開 会

2 議 事

議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る評価書について

3 その他

4 閉 会

配布資料

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と評価書手続について

事業者説明資料1 準備書に係る知事意見に関する説明資料

事業者説明資料2 陸上植物に関する環境影響評価の結果(非公開)

事業者説明資料3 陸上動物に関する環境影響評価の結果(非公開)

事業者説明資料4 水生生物に関する環境影響評価の結果(非公開)

事業者説明資料5 生態系に関する環境影響評価の結果(非公開)

1 開会

(司会 齋藤総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は本日の進行を務めます、大気水質保全課 総括課長補佐 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、大気水質保全課 課長の野中から御挨拶を申し上げます。

(大気水質保全課 野中課長)

大気水質保全課長の野中です。

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日御審議いただくのは、「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」の環境影響評価書の手続です。

本事業は、昨年3月に準備書の公告・縦覧が始まり、公聴会や技術委員会を経て、9月に知事意見を出しております。準備書手続において議論となった主なものは、「貴重種などの移植先として新たに創出される環境についての具体的な計画」、「国道140号の車両出入りによる交通渋滞の予測評価」、「水田環境への影響に関する予測評価の実施」などでした。

評価書とは、こうした議論を踏まえて出された知事意見・県民意見などを基に、準備書の内容に検討を加えたものとなります。

本事案についての知事意見の通知期限は3月末になっております。それまでに、本日を含め2回の技術審議会を予定しております。

他の事案もあり、年度末のお忙しい中、委員の皆様には負担を掛けて申し訳ございませんが、幅広い観点から、活発な御意見をいただければと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に7名、Web参加で5名の計12名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られ

ましたので、条例の規定に基づき本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。事前に郵送にてお送りさせていただいておりますが、「次第・席次表」、「委員名簿」、「資料1 事業概要と評価書手続について」、それから事業者説明資料は5つあり、「事業者説明資料1 知事意見に関する説明資料」、残り4つが「第8章 環境影響評価の結果」といういずれもタイトルになっており、右上に括弧書きで、「陸上植物」、「陸上動物」、「水生生物」、「生態系」とあるもので、これらは非公開資料になります。資料に不足がある場合は、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

傍聴人の方につきましては、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴願います。委員及び事業者の皆様におかれましては、公開部分の審議については、傍聴人による撮影や録音が認められておりますので、御承知おき願います。なお、事務局でも、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合があります。

次に、今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については録音をさせていただきます。恐れ入りますが、御発言の際は必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議になることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例により会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂本会長よろしくをお願いいたします。

2 議事

議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る評価書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審議に入る前に、本審議会の運営方法について御確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術委員会において御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である「公平性・透明性」を確保

するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や、個人情報に関わる部分を除いて公開とする。それから、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというところでお願いします。

それから、「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から一旦退室をお願いいたします。

以上、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」に係る評価書に関するものです。まず、事業者から説明をいただいた後、質疑応答・意見交換を行います。終了時間は１６時半頃を予定しております。

初めに、事務局から説明をお願いします。

（事務局 樋川課長補佐）

大気水質保全課 課長補佐の樋川でございます。「資料１ 事業概要と評価書手続について」を御覧ください。

「１ 事業者等について」ですが、事業名称は「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」です。ごみ処理施設の設置・整備事業となりますが、今年度に準備書手続を行っておりますので、詳細については省略させていただきます。

「２ 評価書手続とは」ですが、事業者が準備書手続を通して得られた意見を基に、準備書の内容に検討を加えて評価書を作成し、その内容について再び知事などの意見を聞きながら、事業計画や環境保全措置の内容を決定する手続となります。

「３ 評価者手続の流れ」ですが、評価書は、準備書を補正した書類であるため、準備書から大きな変更・大幅な調査は想定されていないことから、他の手続と異なり、住民の意見を聞く手続がありません。よって、評価書が県に送付された日から起算して６０日以内に市町村長や技術審議会の意見を踏まえ、知事は事業者に環境の保全の見地から意見を述べ、事業者は、知事意見を踏まえ、評価書を補正することとなります。そして、事業者は、補正した評価書を公表した上で、事業に着手します。

裏面を御覧ください。

「４ 本件のスケジュール」ですが、本年度に準備書手続が行われていますので、それ以前は省略させていただきます。本年度については、９月１９日に準備書に対する知事意見を事業者に送付しています。そし

て、今回の評価書が1月28日に県に提出されましたので、その60日後の3月28日までに知事意見を述べることとなります。

「5 今後の進め方について」ですが、本日はこれから事業者より準備書に対して述べた知事意見の評価書への反映内容等について説明がありますので、その説明を踏まえて、評価書に補正すべき点はないか御審議いただきたいと思います。本日の会議が終わりましたら、事務局は審議会に出された意見を整理し、次回の審議会までに知事意見の素案を作成し、次回審議会では、その素案について御審議いただければと考えています。なお、知事意見の提出期限までが短いため、次回の審議会は、今月末の2月27日木曜日に開催できればと考えておりますが、この日で決定になりましたら、場所や時間について、正式に開催通知を送付させていただきます。

以上で資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、事業概要及び評価書手続について御説明がありました。

続いて、事業者から、事業者説明資料1に基づき公開部分に関わる説明を60分程度で簡潔にお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

静環検査センターの竹内です。準備書に対して述べられた知事意見の評価書への反映状況について説明させていただきます。お手元の資料、またはスクリーンを御覧ください。表の左側の「意見No.」が知事意見の番号、真ん中が「知事意見の内容」、右側が「事業者側の見解もしくは対応」となっております。

初めに、【全般的事項】について説明します。

意見No. 1 「環境配慮事項」、「環境保全措置」、「事後調査」の定義が曖昧なので、定義を確認した上で修正することという知事意見でした。

事業者見解ですが、準備書において、事後モニタリングを行って、内容に応じて対応するとしていましたが、こちらについては、環境保全措置ではなくて事後調査と修正いたしました。また、環境影響評価と関わりなく行われている対策と、例えば沈砂池の浚渫というのは、環境影響評価に関わらず、工事を行う上では必ず行うものですから、こういった

ものについては、環境保全措置でやるとしていたものについて、あらかじめやるという内容につきましては、環境配慮事項と全般的に見直しを行いまして、こちらは評価書全体に反映いたしました。

意見No. 2 各環境影響評価項目の環境保全措置について、回避・最小化・代償の記載がないもの・検討が足りないものがあるので、この順で漏れなくかつ十分に検討することという知事意見でした。

事業者見解ですが、例えば、最小化についての環境保全措置を掲げたものについて、代償については検討しなかった、或いは検討の結果が準備書に書いていなかったものがありましたので、最小化があったから代償は検討しないということではなく、回避、最小化、代償の順番でそれぞれについて措置の検討を行って、それを評価書に記載するという事で、こちらも評価書全体に反映いたしました。

意見No. 3 根拠の記載がないまま「影響が極めて小さい」等と評価しているがあるので科学的に評価書に記載すること、また不確実性についての根拠を明確にし、不確実性がある場合は事後調査を行うことというような知事意見でした。

事業者見解ですが、環境配慮事項の不確実性、環境保全措置の不確実性、不確実性のあるものについての事後調査の実施、こういったものを再検討いたしまして、評価書に反映しました。

5 ページを御覧ください。反映内容の1 例をお示ししております。例えば、「大気汚染」の「施設の稼働」という項目に関しましては、準備書では事後調査の内容といたしまして「排ガスのモニタリング」のみを挙げておりましたが、評価書では事後調査の内容といたしまして「排ガスモニタリング+環境1 地点での大気質調査」に変更いたしました。理由としては「予測条件の不確実性」を考慮した結果となります。

次に「騒音」の「車両の走行」という項目に関しましては、資機材や廃棄物を運搬する車両の走行による騒音の影響については影響が極めて小さいという予測結果を受けて、準備書では「事後調査を行わない」としておりましたが、「搬入車両台数を把握し、各経路での騒音・振動の寄与を算出」に変更いたしました。理由としては「予測条件の不確実性」を考慮した結果となります。このような形で、環境配慮事項、環境保全措置の有効性、不確実性について再検討し、また事後調査についても再度検討して評価書全体に反映いたしました。

意見No. 4 環境保全目標は、環境基準や法令での基準ではなく、「事業前後の比較」や「事業の影響を受けている影響区・受けていない対照区の比較」等に基づき設定し、評価書に反映することという知事意

見でした。

事業者見解ですが、まず我々の方で、与えられた予測条件に基づいて予測を行った結果を比較・評価するものとして、法令等に基づいて定められている基準または目標を基に「環境基準等」という評価の指標を設定し、予測結果を比較することで、その整合性の評価を行いました。その上で、環境保全措置等に関する「成功基準」を措置の効果や現況からの変化等を踏まえて設定し、事後調査によって措置等の効果を評価することとしました。環境基準等と成功基準の2段階で基準を設けて、今回の評価書での評価、事後調査での評価を行っていくことといたしました。

7ページを御覧ください。反映内容の1例をお示ししております。例えば、「大気汚染」の「施設の稼働」という項目に関しましては、準備書では環境保全目標として「環境基準」と設定し、住宅地等での予測結果が環境基準等を満たしているというところで評価が終わっております。評価書では「環境基準等」として「環境基準」をそのまま採用し、予測結果ではクリアしましたという現段階の評価が1段階目。そして、「成功基準」として「排ガス中の大気汚染物質濃度が公害防止基準（予測条件）を下回ること」とし、今の予測結果で比較して、将来的な周辺の負荷量が減るということを事後調査で確認することを2段階目としています。

次に「騒音」の「施設の稼働」という項目に関しましては、準備書では環境保全目標として「騒音規制法に基づいて設定した公害防止基準」と設定しておりましたが、評価書では公害防止基準とは別に、「周辺住宅地等において、予測結果から悪化しないこと」といった「成功基準」を設けまして、事後調査でそれを確認し、超えるようだったら原因の究明と対処を行うことといたしました。

意見No. 5 説明会等で住民から不安の声が上がっているため、定期的な説明会の開催等により情報を公開し、住民不安を解消することというような知事意見でした。

事業者見解ですが、設計・施工・供用の要所において情報公開や住民への説明を行うとともに、事後調査の結果についても公表するという対応をとります。それにつきましては、評価書26ページに記載しました。

意見No. 6 準備書と基本設計報告書（案）で処理能力等の整合が図られていないため、評価書では各種計画等との整合を図ることという知事意見でした。

事業者見解ですが、各種計画との整合性の確保ということで、準備書では基本構想といいますか、一段前の計画で予測を行っていましたが、

現在の最新の確定版は、基本設計報告書になっておりますので、それを基にして、再度予測等を行いました。

10ページを御覧ください。主な変更点としては、処理能力が361t／日から274t／日に変更となりまして、その他ガス中の汚染物質濃度につきましても、例えば窒素酸化物が100ppm以下から80ppm以下に、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類につきましても見直しが行われ、予測を行っております。排ガス量につきましても、処理能力が変わったことから、同じ規模の既存の施設等の排ガス量から改めて設定し直しまして、それをもちまして大気汚染の予測を行っております。このような形で最新の基本設計報告書を用いた予測といたしました。

意見No. 7 施設の配置や形状について、基本設計策定時の検討内容及び結果を評価書に記載することという知事意見でした。

事業者見解ですが、12ページを御覧ください。配置・動線上の配慮事項ということで、基本設計報告書を検討するにあたり反映した内容になりますけれども、それを評価書の10～12、17、18ページに記載しました。

意見No. 8 複数の処理方式における環境影響の比較には、先行事例の実績を踏まえると共に、その比較結果がどのように環境配慮事項や環境保全措置に反映されたかわかるように評価書に説明することという知事意見でした。

事業者見解ですが、複数案による比較結果の説明ということで、廃棄物の処理方式、煙突の高さ、或いは施設の配置、こういったものについて、それぞれ予測結果と比較、それによる評価を評価書の1270ページ以降の総合評価で、いろいろな要素を踏まえて、どの施設がより影響が少ないか、どの高さがよいか、といったものの結論を記載しております。

意見No. 9 30年後の建設予定地については、最小化を検討して、その検討結果を評価して評価書に記載することというような知事意見でした。

事業者見解ですが、建設予定地の検討内容及び将来の方針については、評価書の17ページに記載いたしました。一部繰り返しになりますが、現在計画しておりますとおり、施設を稼働させつつ、さらにその30年後の施設の建て替え工事を行うということを考えた場合に、現在計画している施設の敷地の面積というのは、駐車場を使えなくするとか、それぐらい余裕のない面積であるということを17ページに記載しております。

意見No. 9 30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や配置、維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載することという知事意見でした。

事業者見解ですが、現在記載できる部分につきましては評価書17ページに記載しました。現在設計を行っているところなので、詳細な部分についてはやはりお示しできませんが、一般的な芝生広場、或いは緑地を中心として、遊歩道やパーゴラなどを整備することで設計を行っております。また、芝生公園用の調整池を設置します。施設の維持管理は施設の運営会社が行い、芝生公園、創出環境及び調整池は組合で管理する計画です。運営会社となった場合もモニタリングを行い、適正に管理することを確認するといったところまでを評価書の方に記載しております。

続きまして、【個別事項】について説明します。

意見No. 1 1) 造成工事により粉じんが発生するため、大気汚染の調査項目に追加することという知事意見です。

事業者見解ですが、準備書では建設機械の稼働に伴う粉じんについての予測のみ行っておりましたが、評価書では造成後の裸地からの粉じん、土ぼこりの巻き上げりを対象として追加しました。

予測方法としては、現地調査した結果から、粉じんが巻き上がるような風の強い時間がどのくらいあるかということを整理いたしまして、その発生の確率を整理する方法としました。

表の下の文章ですが、粉じんの巻き上げりをもたらす可能性のある風速5.5m/s以上の出現頻度は1年を通して全体の2.6%でした。年間の2.6%と非常に少ない割合でもありますので、巻き上げる粉じんによって生活環境に著しい影響を及ぼす、例えば、洗濯物が汚れるとか、そういったものが発生することではなく、整合性が図られているものと評価いたしました。その上で、予測条件等の不確実性を踏まえまして、建設機械の稼働による粉じんの予測結果とあわせて事後調査を行い、環境保全措置等の成功基準と比較評価することといたしました。

意見No. 1 2) 季節により卓越する風向が異なるため、季節ごとに排出ガスが住宅等に及ぼす影響について検討し、評価書に示すことという知事意見です。

事業者見解ですが、季節ごとに、それぞれの気象条件で再予測を行いました。

19ページを御覧ください。表は、各汚染物質について、春夏秋冬の予測結果、3ヶ月でどのくらいの寄与が発生するかという寄与濃度を示

したものになりまして、この中で言いますと、春夏秋冬で比較すると、夏と冬に若干高くなる傾向が見られました。

ただ、こちらの寄与濃度については、環境基準、例えば二酸化窒素であれば0.06ppmですが、こういったものと比較いたしまして、十分小さな値ですから、季節変動による上昇下降の中で、人の健康或いは農作物への悪影響を及ぼすような悪化は生じないものと考えられました。同様に、昼と夜ではどうかとか、そのような予測も行いまして、評価書に反映しております。

20ページを御覧ください。こちらは、季節によって最大着地濃度がどこで出現するかを落とした地図になります。春夏秋は対象事業実施区域の東側、冬のみ南側で出現するという結果となりました。

意見No. 1 3) 排出ガス最大着地濃度の予測結果について、煙突高さの違いによる影響比較に用いることができていないため、予測方法を改めること。なお、それでも煙突が高い方で最大着地濃度が高くなる場合は、煙突から排出ガスが拡散される状態の断面図等を作成し、それらを評価書に記載することという知事意見です。

事業者見解ですが、過去の質疑応答の内容になりますが、準備書の説明資料でお示した煙突高さによる影響ですが、煙突が高くなる、例えば、煙突高さ59mと100mで比較したときに、100mの方が地上への寄与度が高くなるという予測結果となり、それを基に準備書の作成、或いは御説明したりしました。これに対して、常識的に考えておかしいのではないか、気象条件に合う予測がされていないのではないかという御意見をいただきまして、「事業者の見解」記載したとおり予測方法の見直しを行いました。「有風時・弱風時」という条件で予測したときに、この弱風条件に用いる拡散計算式の影響で、煙突高さと予測結果の逆転が起きました。弱風時の中での無風と弱風という中で、こういった現象が起っておりましたので、こちらの条件を、それも境目が生じないように、「有風時・無風時」という条件で予測を行いました。これにより、同じ予測条件といいますが、予測方法で、煙突の高さが高くなるほど予測結果が小さくなるという結果が得られましたので、それを基に評価書に記載いたしました。また、予測方法、環境配慮事項、環境保全措置に不確実性があるため、事後調査を行うことといたしました。

22ページを御覧ください。煙突高さによる予測結果の違いを示した表となっております。90mから100mの間では、非常にわずかな数字にはなりますが、高ければ高いほど、地上への影響は小さくなるという常識的な予測結果が得られましたので、こちらを採用いたしました。

意見No. 2 1) 工事や施設の稼働により発生する排出ガスによる人以外（動植物、稲・トウモロコシ等）への影響や直近民家での影響について検討し、その結果を評価書に記載することという知事意見です。

事業者見解ですが、文献等をあたりまして、特に農作物、或いは森林、こういったものへの影響について情報収集いたしまして、ごく高い濃度に暴露された場合には、農作物に悪影響が生じるという知見の方がありましたけれど、環境基準を下回るような濃度においては、影響を及ぼすか及ぼさないかについては、そのような情報もなく、被害報告等もないため、影響しないと考えられました。

また、大気中の窒素濃度が上がれば、むしろ成長にプラスの影響もあるのではないか、というような御意見をいただきましたが、窒素の吸収については、やはり土壤中の根っこからの吸収が大部分である中で、空気中の濃度が直接植物の生育に影響することは、あったとしても極めて小さくて、ないに近いであろうというところでしたので、悪い影響も良い影響もないであろうという結論となっております。あと、樹木についても同様の検討結果となります。影響は極めて小さいと考えております。

24ページを御覧ください。上の表のとおり、二酸化窒素であれば2.5ppm、二酸化硫黄であれば0.3ppmといった中で4時間なり8時間といった暴露を受けると植物の一部に不良が生じるといったような影響が報告されておりましたけれども、今回の予測値はそれよりもはるかに小さいため、影響しないと考えております。また、下の表のとおり、短時間であってもそういった濃度には達しません。

意見No. 3 1) 煙突高さについて、59mと100mの比較しか行われていないため、煙突高さ59mが最善と考えた理由を、59m未満とする場合も踏まえて比較・検討し、評価書に記載することという知事意見です。

事業者見解ですが、煙突高さを細かく設定し、大気汚染を考慮した場合のよりよい高さを検討いたしました。その結果、大気汚染に関しては、煙突高さが高いほど影響は小さくなると考えられました。景観と日照障害の視点からは、煙突が低い方が影響は当然小さくなると考えられましたが、大気汚染の方で、煙突高さが57m以下で塩化水素の予測濃度が、環境基準に類する目標環境濃度を超過すると予測されました。その上で、大気汚染、景観、日照障害のそれぞれの影響が十分低減される59mを最善として選定して、評価書の総合評価に記載しました。

26ページを御覧ください。煙突高さ別の塩化水素の予測結果となります。0.02ppm以下が目標環境濃度になりまして、煙突高さ57

mの寄与濃度だけで言えば、0.02ppmに対して0.019ppmとクリアしておりますが、現況と合成した将来予測濃度では超過するため、大気汚染の視点から見た場合、57mより高くしなければなりません。

意見No. 4 1) 水質汚濁による水生生物への影響について検討が行われていないため、予測すること。なお予測に当たっては、水生生物も考慮した環境保全目標の設定を行うとともに、出水時だけでなく、平水時の予想を行うことというような知事意見です。

事業者見解ですが、水質汚濁による水生生物の影響の検討を行うということで、平水時・低水時についても、水質の予測を行いまして、水生生物の影響について検討して、評価しました。こちらは、後ほど説明する機会があるかと思しますので、割愛いたします。

水質の予測としては、平水時におきましては、雨水がまず少ないですから、排水量が少なくなり、滞留時間も長くなります。そういった中で、日常的な降雨とした5.5mmにおける排水中のSS濃度は準備書ですでに予測しておりますが、それよりもさらに小さくなると考えられます。

排水の濃度が高くなる場合については、仮設の濁水処理装置で処理を行った後に排水することとしております。ただし、排水量及び排水水質についての低水時については、処理を行わないで出した場合の水質について、予測は困難なものですから、現況と比較して影響が生じないとは言えないと考えられていることから、事後調査を行うことといたしました。

評価及び事後調査ですが、低水時の水質について、環境保全措置として、仮設の濁水処理装置を設置し、排水水質が浮遊物質濃度で25mg/L以下となるように処理を行います。環境基準として設定した25mg/Lを満足すると考えました。予測結果や予測条件例えば雨量や排水量に不確実性がありますので、事後調査を行うことといたしまして、成功基準は、仮設処理施設の前後でPH、浮遊物質濃度が改善されていることを確認します。これによって、各処理施設の有効性を確認した上で、排水のpHが5.8以上8.6以下、浮遊物質濃度が25mg/L、またはこれに相当する濁度を下回することを成功基準として、それと比較して事後調査、評価を行うことといたしました。

意見No. 4 2) 施設内で生じる排水（プラント排水）の処理について、より具体的に評価書に記載することというような御意見です。

事業者見解ですが、分別・破碎処理施設等から排水が出るのではないかという御意見の中で、こちらは焼却施設と同じ建物内に整備いたしま

すので、排水を焼却施設と同様に下水道への排除、或いは施設内で再利用するという計画であります。こちらに対して、水質汚濁が周りに広がるようなことがないように、防災対策についても問われていまして、こちらも焼却施設と同様のものとしております。以上の内容について、評価書に記載いたしました。

30ページを御覧ください。参考として、左側が現況の水の流れになりまして、右側が将来施設が整備された場合の排水の流れ方の図となっております。

意見No. 5 1) 地下水調査時の採水条件（採水深さ等）について、評価書に記載することというような知事意見です。

事業者見解ですが、御意見いただいたように、現況調査や事後調査の井戸について、深さ等を整理して、予測評価と事後調査の記述について再度検討し、検討結果を評価書に反映しました。

意見No. 6 1) 事業による河川水・地下水汚染の影響の有無が明らかにできるよう、対象事業実施区域周辺の事業場等による河川等への影響の有無を確認し、評価書に記載することという知事意見です。

事業者見解ですが、表の下に記載しましたとおり、河川水質につきましては、ふっ素が既存の施設の排水の影響を受けていたと考えられましたが、それ以外の項目については、明確な水質汚濁の発生が確認されませんでした。地下水につきましては、すべての地点で環境基準を満足しておりまして、地下水汚染が確認されませんでした。この内容を評価書に反映しました。

意見No. 6 2) 笛吹川に流入している湧水の有無を調べるとともに、事業が地下水と湧水に及ぼす影響について予測すること。また、施設周辺及び下流の利水（水道事業等）に及ぼす影響についても予測し、その結果を評価書に記載することという知事意見です。

事業者見解ですが、笛吹川から取水した水が周辺の水路の水源として最も大きいですが、南側の大塚の丘陵地からの水が対象事業実施区域の南側の方から染み出してくるポイントが何ヶ所ありまして、そういったものも、対象事業実施区域周辺の水路の水を構成していることがわかりました。その上で、その施設の存在がどういう影響を与えているのかについても再度検討を行いまして、評価書に反映いたしました。

意見No. 6 3) 地下水をくみ上げる帯水層によっては、浅い帯水層に影響を与えるおそれがあることから、あらかじめ浅井戸を調査するとともに、浅井戸での事後調査を行うことという知事意見です。

事業者見解ですが、採水深さについては、深井戸となる可能性が高い

と考えております。その上で、深井戸を設置する際には、浅井戸に水が混合しないような井戸の形状にするとか、地下水の上下移動がないようにするといったような対策を行います。また、深いところから水をくみ上げすぎると、浅いところから水が降りてくるのではないかというような懸念もありまして、そういったことがないように深井戸から揚水する際は、どのぐらい採っていいのかというのを揚水試験の中から導き出しまして、適切な揚水量とすることで、深井戸での過剰採取による浅井戸への影響というものも生じないと考えております。ただ、現時点では、深井戸を利用するか確定しておりませんので、浅井戸を使用する場合、深井戸を使用する場合、それぞれについて環境影響評価を行い、さらに事後調査を行う場合も、浅井戸を使う場合であれば、その浅井戸をターゲットとした事後調査を行うということといたしまして、評価書に反映しました。

意見No. 6 4) 異なる井戸の深度に対応できる環境影響評価というような知事意見です。

事業者見解ですが、意見No. 6 3) と一部内容が被っておりますが、深井戸を利用する可能性が高いですけれども、確定はしていませんので、浅井戸を使用する場合、深井戸を使用する場合のそれぞれについて、環境影響評価を行った上で、事後調査もその採水深さに応じた井戸で行うという形で評価書に反映いたしました。

意見No. 7 1) 地下水の揚水量は井戸の掘削後に決定され、環境影響評価中には確定しないため、以下の内容について評価書に記載すること。①影響が最小化できる揚水量の決定方法と影響が小さいことの判断基準、②(予測に不確実性がある場合)事後調査計画 という知事意見です。

事業者見解ですが、①については、揚水量の決定は、井戸掘削後に連続揚水試験を行い、その結果を基に検討します。その手順につきましては、評価書に記載いたしました。また、地下水等に及ぶ影響の判断基準を検討いたしまして、評価書に記載いたしました。②の地下水位については、不確実性と事後調査の必要性を検討した結果、事後調査を行うこととして、それに対して「地下水位が急激に下がってそれがなかなか回復しないこと」といったような評価基準を設けまして、事後調査を行うことといたしました。

意見No. 8 1) 水象(地下水位)の予測結果と同じ記載となっているため、ボーリング調査等に基づき、地盤沈下の位置等を予測し、その結果を評価書に記載することという知事意見です。

事業者見解ですが、水象（地下水位）と区別いたしまして、地下水位の予測結果の他、地盤沈下、例えば建物の自重による沈下などの予測を行いました。自重による沈下の可能性を検討したところ、ボーリング調査結果により、十分な能力を持つ支持基盤まで基礎を構築するため、影響は小さいと考えております。

地下水の利用による影響も含めて、その井戸も水が減るとやはり地盤沈下が起きる可能性があるものですから、準備書では地下水の利用についてのみ基準を設けておりましたが、地盤高さについても事後調査を行いまして、「工事前の地盤高さから年間20mmを超えるような沈下が確認されないこと」という成功基準を設けて、事後調査においてそれが確保できているかどうかを確認することといたしました。

意見No. 9 1) 日照障害について、以下の事項について、評価書に記載すること。①周辺の現地調査結果（水田・畑等）、②調査日及び調査時刻の根拠、③採用したてん補基準の添付及び採用の妥当性、④代償措置としての農家の補償内容 という知事意見です。

事業者見解ですが、①の周辺の土地利用状況については、田畑ですけれども、そういったものを整理して予測評価を行う手順について評価書に記載いたしました。②については、どのようにしてその日時を設定したかということについても評価書に記載しました。③については、てん補基準を資料編の方に添付いたしまして、その一部について評価書に記載いたしました。対象事業実施区域は用途地域の指定がないため、建築基準法に基づく日影規制はありませんが、周辺が農地であることも踏まえまして、農地を対象とした日影の基準を採用することは妥当であろうと考えております。④については、評価書に記載いたしました。

39ページを御覧ください。こちらの表が、てん補基準の抜粋となりますが、これとの比較を行いました。その結果としては、煙突高さ100mでは3時間という基準を超える可能性があります、59mにおいては農地における日影の範囲が3時間を超えることはないと予測されましたので、この基準と整合が図られていると評価しました。その上で、事後調査で、影の生じ方について、何時から何時まで日影になるかということ进行调查いたしまして、これを基準と比較して、評価することといたしました。

40ページを御覧ください。真ん中に薄く色が塗ってある範囲が3時間の影ができる範囲となっております。対象事業実施区域の緑色の線と重なるところまでは3時間ですが、道路を挟んだ先の農地においては、3時間の影ができないという結果となっております。詳細な結果について

ては、評価書に記載しております。

それでは、ここから動植物の説明になりますので、説明者を変わらせていただきます。

(坂本会長)

ここで、事務局に確認ですが、知事意見というのは、この評価書に対する意見でよろしいですか。そうしますと、委員の方に見ていただくのは、評価書の表現ですよね。見解は見解であって、それがどう表現されているか、それはまた別物だと思いますので、皆さんに見ていただきたいのは、評価書そのものになります。見解のところでは、評価書何ページと書いてありますが、皆さんには、その何ページというところを見ていただき、意見をいただきたいと思います。気になっているのは、見解で書いていることが、本当にそのまま評価書に書いてあるのか、表現も含めて確認しないといけない。そういうわけなので、委員の皆さんには、手間かもしれませんが、赤字で書いてあるところを御確認いただいて、この見解の考え方に沿っているかどうかということも含めて、ある程度確認して、それから知事意見のところで検討していただきたいと思います。それでは、続きの説明をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

動植物に関するところについては、岡本から御説明させていただきたいと思います。

意見No. 10 1) 水田環境への影響の追加の説明。対象事業実施区域周辺の水田環境への影響について、調査・説明が不足しているため、以下の4つの内容について、評価書に記載することという知事意見です。

①の、現地踏査の方法については、評価書705ページに、具体的な現地踏査の方法を追記しております。②の、水田の状態に合わせた調査結果についても、評価書705ページに調査の実施状況を追記しております。③の、工事前後における水田用水の水質変化に伴う予測評価結果については、評価書730ページ、732ページ、そして733ページにそれぞれ記載しております。④の、耕作状況の現状と将来予測については、現状の耕作状況について、対象事業実施区域周辺を網羅的に把握することはできておらず、また耕作状況は、管理者や気象条件等により、年ごとに変動することから、事業実施による将来の耕作状況の予測を行うことは困難であるという見解を示しております。

意見No. 10 2) 希少植物のより丁寧な同定。

(坂本会長)

ここは非公開と書いてありますが、大丈夫ですか。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

①に関しては、坂本会長から御指摘いただきましたように、非公開の方で御説明させていただきます。

②の、標本の取り扱いについては、引き続き、寄贈先などの検討を重ねていきたいと思っております。

あとスライド2ページ分、非公開と書かれているものが続きますが、先ほどと同様に、詳細な御説明については、非公開の部分で御説明させていただきますと思います。

意見No. 12 1) 植物・動物・生態系についてです。創出環境に係る具体的な計画の策定。失われる環境の代償として創出する環境の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、①から⑧につき具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を記載することという知事意見です。

①の、移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果、こちらを評価書に記載いたしました。陸上植物については738、739ページ、陸上動物については843ページ、水生生物については886ページ、887ページに記載しております。

続いて②の、生育・生息状況につきましても、①と同じページに追記をしております。

次に③の、環境を創出する場所の選定根拠につきましても、対象事業実施区域内の西側の区画に、ビオトープを創出するということで計画を進めております。対象事業実施区域外、いわゆる周辺地域においても候補にはもちろん挙げましたが、半永久的な担保というものができないことから、対象事業実施区域内の西側の区画の中でビオトープの創出を計画しております。それらの内容は、陸上植物については736ページ、陸上動物については841ページ、水生生物については884ページに記載させていただいております。

次に④の、創出環境の設計根拠になりますが、西側区画の形状や、保全対象種の生育・生息環境及びそれらの条件を踏まえて勘案し、形状や質、面積を決定いたしました。それらの内容は、陸上植物については742ページ、陸上動物については845ページ、水生生物については8

90 ページに記載させていただいております。

次に⑤の、移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較。こちらについては、移植・移設前の生育・生息環境の類似環境を創出するという前提の基で、創出環境の環境を計画しております。このため、環境については類似環境、条件については同様となるように、計画しております。それらの内容は、陸上植物については742 ページ、陸上動物については845 ページ、水生生物については890 ページに示させていただいております。

次に⑥の、移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠。本事業の工事工程や別事業により実施される水路の付け替え工事の工程に加え、保全対象種の生態を踏まえた移植等に適した時期を基に策定した環境保全措置の工程を評価書に記載しております。それらの内容は、陸上植物については740 ページ、陸上動物については844 ページ、水生生物については888 ページに記載しております。

次に⑦の、移植・移設の可否に係る確認方法。こちらについては、通水後、環境が安定した後に試験的な移植・移設と検証を行い、良好と判断されることが基準となります。その後には本格的な移植・移設を行う計画になります。

最後に⑧の、移植・移設の方法。なお、個体における移植・移設の回数は最小限とし、期間に関わらず、移植・移設ごとに計画の検討等を行うこと。移植・移設方法について、まず評価書に記載いたしました。また、個体における移植・移設の回数については、⑥同様、本事業の工事工程や別事業における水路付け替え工事の工程、そして環境保全、環境創出場所の検討結果を踏まえ、仮移植や一時飼育を行った後の本移植・本移設が妥当であると考えております。それらの内容は、陸上植物については738 ページ、739 ページ、陸上動物については843 ページ、水生生物については886、887 ページに記載させていただいております。

意見No. 12 2) 創出環境に係る定量的な評価の実施に関する知事意見です。

①の、消失面積と創出面積。こちらについては、本事業で確認された保全対象種は、微環境に依存する。また、ミナミメダカは在来個体群の維持を想定している等のことから、面積で示すことは困難であると考えております。

次に②の、種ごとの生息環境の変化。現地調査結果及び文献情報から種に必要な環境・条件を整理し、それらを満たしている環境を創出する

ことと計画しております。

最後に③の、種数・個体群の変化。植物は、保全対象種の生育と植生遷移を考慮した管理（定期的な環境の攪乱や、多年草の除去など）が必要となり、対象事業実施区域を完全に復元するものではなく、また動物種においては、対象事業実施区域周辺から環境創出場所へ進入が可能な構造とする計画のため、種数・個体群の変化を想定することは困難であると考えております。

次が、動植物に関する最後の知事意見になります。

意見No. 12 3) 創出環境の事後調査の実施。多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うとともに、維持管理計画についても評価書に示すこと。

こちらについては、創出環境の事後調査を行うとともに、周辺の生物との相互作用を踏まえて、周辺環境の事後調査を行うことといたしております。また、維持管理計画については、移植・移設後の事後調査を行いながら保全対象種の生育や生息に適した環境の攪乱をどのような期間で実施するかを明らかにする必要があります。そして、明らかにした後、維持管理計画に「保全対象種の生育・生息環境の攪乱状況の確認」という項目を設けるとともに、結果を記載する必要があると考えております。供用時の維持管理に向け、保全措置完了後4年目に、維持管理計画を作成し、翌供用時1年目には事業者すなわち管理者への引き継ぎを行う旨を評価書に記載しております。

動植物については以上になります。

（事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏）

意見No. 13 1) 景観・風景に関する御意見になります。フォトモンタージュ等の検討が不十分であると。地点としまして、東花輪駅、甲斐上野駅、あとJRの笛吹川の鉄橋を追加すること。あと国道140号を走った場合のシークエンス景観について作成すること。次に③番、夜景航空法等への対応、規制こういったものに対応した場合、あと送電鉄塔なんかの附属物を含めた場合、こちらについてのフォトモンタージュを作成することという御意見でした。

今回、評価書には東花輪駅、甲斐上野駅、JRの鉄橋及び市川三郷町の公共眺望ポイントを調査地点として追加しております。その公共眺望ポイントは、南側の大塚の台地の方にあります、伊勢塚古墳で、こちらにも新たに調査地点として加え予測評価を行いました。また、国道140

号のシークエンス景観、夜景や航空法等への対応、こういったものについてもシミュレーション結果に反映いたしまして、評価書、あと大部分は資料編になるのですけども、そちらの方に、シミュレーションの結果を記載いたしました。

同じく予測の条件といたしまして、30年後の次期施設と併設される期間がありますので、あと、こういった個々の評価を踏まえた施設の形状、塗り分け、配置等のデザインへの反映について記載することという御意見をいただきました。

少し戻りますが、こちらは予測評価を追加した地点の位置図になります。4点追加いたしました。予測結果の1つの代表としまして、左側が東花輪駅からの眺望で、煙突100mの場合、既存の住宅の屋根の上に煙突が見えるというような形となっております。甲斐上野駅につきましても、建物と建物の間にごく小さく入るようになっておりまして、実際非常に見にくい。本当にあるのかというような場所になるんですけども真ん中に、煙突が見えるような予測結果となっております。こちら、左側がJRの鉄橋の上から、右側が伊勢塚古墳の斜面の中程からの結果になります。伊勢塚古墳がちょうど一番てっぺんのところに大きな桜の木がありまして、てっぺん一番開けたところからは桜の木が邪魔で概ね見えないのですけれども、ちょっと降りたところまで来ると、その隙間から見えるということでそちらでの、予測結果を示しております。左側が夜景の予測結果、右側が夜景ということで、煙突100mで航空障害灯航空法に対応する際の照明灯も再現した予測としております。右側は、同じく煙突100mで航空法対応のために煙突を塗り分けた場合の、モデルとなります。左側が当施設の隣に鉄塔30m煙突が59mでその隣に鉄塔を設けた場合の予測結果ですね。右側が30年後の併設されている条件下でどのようになるかという予測結果です。このような予測結果につきまして各地点からのシミュレーション結果の方を本編及び資料編の方でお示ししております。

次が、シークエンス景観ということで、十分小さくなる。見えないような小さくなるような端から、一番大きくなるようなところまでそれぞれ上り下りで予測地点を設定いたしまして、将来の影響を予測の方を行いました。ちょっと詳細はまた御覧いただければと思うのですが、離れたところから、近くに行くまでの間で、建物がどういう位置でどのぐらいの大きさに、見えるかというようなのを予測シミュレーションしております。場合によっては、右側のように建物の陰に完全に隠れてしまうような場所もございます。

景観・風景に関する2)についてです。景観に関する不確実性の説明と事後調査の実施ということで、環境影響評価事業への反映方法、反映内容について評価書に記載すること。そして、不確実性があるようでしたら、事後調査を行うことという御意見です。

準備書では、景観についての事後調査を行わないこととしておりましたけれども、今回もその予測条件、建物の詳細な部分について決まっていなかった中での予測ということで、不確実性があるということを踏まえまして、事後調査を行うことといたしました。あと、こういった景観に対する予測評価の結果を踏まえまして、建物のデザインを検討する上で配慮する事項といたしまして、次の58ページに示すような中で、建物の敷地内での配置の工夫、高さ形状の変化、壁の分割、色塗り分け等により、圧迫感の軽減と周辺関係の調和を図ること。ということで、環境保全措置を設定いたしました。事後調査を行いまして、保全措置が適切に行われたかどうか、あと保全措置の実施によって、こういった圧迫感と軽減が確保されているかどうか、そういったものを評価するという形としております。事後調査を景観調査ということで実施いたします。繰り返になりますが、成功基準といたしましては、環境保全措置等の内容が実施され、各景観への影響圧迫感違和感等は予測よりも小さくなったと。というのを事後調査の結果と比較いたしまして評価をすると。というような内容に変更の方、いたしました。

意見No. 14 1) 人と自然との触れ合い活動の場について、道の駅とよとみは対象事業実施区域周辺に位置し、利用者が多いことから、施設供用時における人と触れ合いの活動の場の調査・予測地点に追加し、環境影響評価を行うことという知事意見です。

道の駅とよとみは、現況としては、ゴールデンウィーク中であれば1日当たり1000人程度の利用が行われている施設です。まず、景観の影響としては、現状の道の駅とよとみということで予測を行っておりますけれども、計画施設の一部が煙突に入ります。59mの場合は、背景に南アルプス等の山地が入りますので、その半分ほどで収まった影響は小さいと考えております。飲食施設のレストランがありますが、その座席からどのように見えるのかということ、対象事業実施区域は視認できますが、窓枠があり、下の構造物も含んだガソリンスタンド等が同じ構造で視界に入りますので、計画施設の印象は相対的に弱くなると考えております。以上のことから、景観の変化そのものは生じるものの、道の駅とよとみにおける活動に対して及ぼす影響は小さいと考えております。評価及び事後調査としては、各種の景観の基準には整合しておりま

す。ただ、デザイン等の詳細が決まっていないため、人と触れ合いに関する事後調査も行うことといたしました。

意見No. 15 1) 廃棄物・発生土について、施設から発生する廃棄物について、処理方式が決まっていないにも関わらず、再資源化が行われることを理由に影響が極めて小さいとしており、根拠が不足している。焼却残渣の埋立見込量や予測の不確実性を踏まえ、環境保全措置の追加と事後調査の必要性について再検討し、評価書に記載することという知事意見です。

まず、評価としては、廃棄物の埋立見込み量について、影響の大きさを再度把握し直しまして、その結果を評価書に反映いたしました。また、事後調査を実施することといたしました。

予測結果ですが、表の一番下が埋立見込み量になりまして、それぞれの施設において埋立見込み量、例えば焼却・ストーカー式に比べて、溶融・流動床式、溶融・シャフト式は溶融されますので、埋立見込み量は当然小さくなっております。

その上で、環境基準等である「廃棄物の埋立処分量をできる限り抑制すること」と整合は図られていると評価しました。ただ、処理方式が確定していないということを踏まえまして、供用後の埋立量を把握しまして、「今回の予測結果よりもさらに埋立処分量が小さくなる」という成功基準と比較することといたしました。

意見No. 16 1) その他（地域交通）、大気汚染について、対象事業実施区域の盛り土（かさ上げ）に要する搬入土の量を明確にすると共に、運搬車両からの排気ガスによる大気汚染や、運搬車両の増加による地域交通への影響について検討し、その結果を評価書に記載することという知事意見です。

盛り土量につきましては、図面や盛り土高さから算出した結果、16万 m^3 となりまして、それを工事期間で割りまして、1日当たり189台と設定いたしました。それを基に、大気汚染、騒音、振動、地域交通への予測を行いました。

意見No. 17 1) その他（地域交通）について、工事中及び供用時における交通渋滞の発生、或いは施設への車両の出入りを踏まえた環境影響評価を行うこと、また、車両の出入り口方法、搬入時間・経路の分散等のあらゆる方策について検討することというような知事意見です。

入口前面における国道140号の断面の交通状況・搬入用の右折専用車線における搬入車両の右折可能性について予測・評価及び環境保全措

置の検討を行いました。

また、出入口の増設につきましては、周辺の農道が使用できないことから困難であるというのが実情でございましたので、その他の影響を小さくするための措置について検討し、評価書に記載いたしました。

75ページを御覧ください。施設入口を模した図になりまして、下側が対象事業実施区域、上の左右に走っている道路が国道140号になります。西側から東側に向かっている上側の車線が右折で入ってくる車線になりまして、途中からゼブラ、つまり導入帯ができて、右折車線が終わるまでの間が70m、ゼブラゾーンを含めると130mというような形でゼブラゾーンが設けられる道路となっております。その道路構造を踏まえまして、将来的に現況の交通量に廃棄物運搬車両の台数をプラスしたときに、どのような混雑が生じるのかということにつきまして予測を行いました。

76ページを御覧ください。①は、今まで通り2車線であった場合の、現況の車幅・交通量で、混雑度がどの程度であるかという予測を行った結果です。②は、同じく2車線で、廃棄物運搬車両の出入りがあった場合の影響がどうなるかという予測を行った結果です。③は、豊積橋南の交差点、道の駅とよとみの交差点に近い側の車線断面で、将来の交通量と混雑具合がどうなるかというのを予測した結果です。④は、右折レーンに車両が存在することによって、その影響がどのように現れるかというのを検討した結果です。予測の方法は、道路が処理できる交通量を数値化したもので混雑度という指標がありますが、それを道路構造と走行台数から計算で求めまして、現況はどうかと、将来はどうかということを予測しました。

右側の表は、混雑度がこのぐらいの数字だったら、実態としてはこのような状態だということをまとめたものであり、例えば、真ん中に下線を引いてあります混雑度1.0から1.25では、昼間12時間のうち、道路が混雑する可能性のある時間が1時間から2時間ピーク時となるような時間が存在する。ただ、これが何時間も連続するというような可能性は非常に小さいというのがこの指標になります。これよりも大きくなりますと、恒常的にそういう混雑が発生するといったような指標となっております。現況を再現した2車線での再現した結果の混雑度が約1、それに対して、供用後は1.11とか1.15というような影響が予測されまして、現況よりは確かに混雑度は増えますけれども、常に何かしら混雑するといったような、1.25といったような数字までは上がらない。極端な影響は及ぼさないだろうということで評価を行いました。

ただ、環境保全措置についても不確実性がありますので、事後調査を行うことといたしました。施設の供用時ですね、施設の入口付近におきまして、断面の交通量、あと右折専用車両の車の繋がり状況、右折待ち台数が何台になって、例えば右折専用の車線を超えるようなことがあるのか。こういったことについて調査を行いまして、地域交通に影響をおよぼしているかどうかというのは事後調査で確認することといたしました。

以上が知事意見の対応に関する事業者からの説明でございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。

予定では、公開部分について、40分程度質疑応答があって、それから休憩を挟んで、非公開のことを審議する予定になっております。

まずは会場の委員からお聞きしたいと思います。

石井委員、お願いします。

(石井委員)

景観と人触れに関して、質問というよりはコメントをさせていただきます。

資料としては、準備書と比較して随分良くなりましたので、ありがたいと思っております。

景観については、評価書を出していただいた後の作業で詳細が決まっていくことが一番問題で、他の事業とかでも、「何か想像していたものと違うもの」が建設され、それにも関わらず、事後評価では「達成された」というコメントで終わってしまっている、ということがあります。このため、環境影響評価条例の手続にはありませんが、デザインを最終決定する前に資料を見せていただいて、「これでいいでしょうか」という手続をワンクッション入れていただきたいという要望があります。これはあくまでも要望なので、手続上はおそらくそういう場面はありませんが、事業者の方にはそのように対応してもらいたいと思います。特に、色彩の決定方法をどうするかについては、少し具体的に記載していただきたいと思っています。例えば、現地でパネルを見て、光の当たり具合でどのように見えるのかとかを、候補の中からいくつか検討してみるということは、できれば行っていただきたいと思います。これは、塗分けや分割、植栽に関する話です。

次に、道の駅とよとみのフォトモンタージュの話です。個人的には、

道の駅とよとみに行ったときにごみ処理施設が見えるは嫌だなと思いますが、この施設の敷地の中で何か対応することは難しいと思います。このような場合に、道の駅とよとみの敷地の中で何か対応できないかということがあって、例えば、騒音ですと、騒音を受ける家の窓を二重にするという対策があります。これと同様に、道の駅とよとみの敷地の中にスクリーンみたいなものを作って、うまく見えないようにするというような対策ができないかとの結果を見て思いましたので、検討していただきたいと思います。

それから、評価書の資料編に関する話です。今回説明に使っていただいている資料や評価書の本編は写真が大きいので、「この範囲」とか、「この場所にある」という矢印を付けてありますが、資料編の写真は大分小さくなっているため、そのような記載がありません。全ての写真に付けてなくても構いませんので、一連の写真の中の最初の1枚には付けていただきたいと思います。

(坂本会長)

まず、事務局に確認します。評価書の手続としては、次回の審議会で終わりですが、石井委員がおっしゃったような話を知事意見として書くことはできますか。

(事務局 樋川課長補佐)

どこまで意見を言えるのかということはあると思いますが、「報告書を出すこと」という知事意見を出したことはあります。

(坂本会長)

石井委員、次回もそれを発言していただいて、あと文書にするのは事務局に任せたいと思います。

それから、2点目の「写真がよく見えない」という話に関して、事業者を確認します。評価書は事務局により公開されますが、それとは別に、事業者としてWebページを作って公表はしているのでしょうか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部課長)

今は、基本構想・基本設計が固まった段階であり、詳細設計は来年事業者が決まった後に、事業者が行い、組合がそれを認めて、事業を実施していくことになります。詳細設計が固まって、建物形状とか、色彩とかが出てきたときには、例えばホームページで「こういうイメージです」

と公表することを検討していきたいと考えております。

(坂本会長)

イメージを見た人が、「気に入らない」と意見を言うことはできますか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部課長)

詳細設計を固める段階で、地元への説明会の開催を考えています。御意見をお伺いする場合は設けますので、御意見の内容により、対応可能なものについては対応する方向で検討していきたいと思います。

(坂本会長)

よろしくお願いいたします。

小林(富)委員、お願いします。

(小林(富)委員)

説明ありがとうございました。

評価書の本編と資料編を拝見させていただいて、非常に努力して、細かい点まで記載されているなど感じました。

特に、資料編に131ヶ所の植生調査票を載せていることについては、植物社会学に基づく植生調査をされて、その結果をしっかりと載せていただいているため、水田の植生が手にとるようにわかるので、初めの感想としては、非常にありがたいと思っています。

ただ、2つ意見があります。

1つ目は、せっかく調査したデータを科学的に精査しておらず、さらに専門家に対しても、それを軸としたヒアリングをしていないと感じられることが、「すごく残念である」という意見です。

その根拠は、評価書706ページ ②現地調査結果の7行目に、「対象実施事業区域は主に水田からなる農耕地」と明記してあります。水田だと書いてあります。しかし、調査結果には、「どのような水田だったか」ということについてまとめられておりません。

また、資料編506ページに専門家へのヒアリング結果が載っていますが、水田に関する記述は、「調査対象地域の水路は冬季に水が枯れてしまい、水田は水位が管理されているため、水田等に生育する湿地性の植物が少ない。」としかありません。水路の水が枯れているということと、水の量が管理されているから、湿地性の植物が少ない。これ

が、131ヶ所水田を調査した結果に対する専門家の意見であるとするならば、「残念だな」という感想です。これは、事業者が、水田地域であるということを、しっかり捉えられていないということの表れだと思います。水田地域であることを専門家にしっかりとぶつけて、この地域はどのような特性があるのかを明確にして、その方が専門でなければ、専門の方に繋いでもらわないとわかってこないと思います。調査をしたけれど、それによってわかったことはないと考えられます。単に「希少種はこういうところにあった」というだけで、水田特性については何らまとめ上げていません。

次に、評価書717ページ（イ）保存すべき群落の選定基準には、いろいろな物に出ている例を上げていると思いますが、圃場整備されていない水田と、圃場整備された水田では、やはり植生が違うと思いますし、あの地域の水田とすれば「こういう植生があって普通ではないか」というように比較するものがありません。だから特性がわからず、「これは希少だ」ということが浮かび上がってこないのです。

それと、保存すべき群落の選定基準ということで、確かに保存すべき群落といえば、特定植物群落と、植生自然度10の自然草原、植生自然度9の自然林が上がってきます。しかし、自分たちでこの地域は「植生自然度2の水田を主とする農耕地」とあると書いていて、そこに自然草原や自然林があるわけないですよ。あるわけないのに、「この選定基準はこうだからこれには該当しない」と整理してしまうのは、それでいいのかなという気がします。水田を調査して、この水田の調査結果はこうだったということを記載すべきだと思います。そうしなければ、「どういう保全をしていくか」ということが、曖昧なままになってしまうのではないかと思います。例えば、植生調査票を見ると、131箇所のうち「水田・畦」と書かれているものは19箇所あり、その19箇所にはウキクサがありません。ウキクサは1箇所記載されていますが「水路」です。「水路」にはウキクサがありますけど、「水田・畦」にはウキクサがありません。アオウキクサは3箇所記載されていましたが、これは、対象事業実施区域の外です。ウキクサがない水田というのは、これはなぜでしょうか。例えば、除草剤の使用とか、農薬の使用とか、何かそういう関係でウキクサないのでしょうか。このような分析が、全く行われておりません。

また、水田地域に、イヌドクサとイヌスギナというシダ植物が挙げられています。これらについては、県内で希少種とはなっておりませんが、実際に県内にどのくらい生育地と生育個体数があるかというのは、まだ

明らかにされておりません。これらについても、専門家に、植生調査票をしっかりと見てもらえれば、明らかになってくることだと思います。山梨県の文献上は希少種となっていないものでも、これは希少だというのが出てきていると思います。そこを明らかにして、まとめておいていただければよかったというのが感想です。ただ、膨大な資料を取りまとめていただいております。ありがとうございました。

それから、もう1点を付け加えさせていただくと、事業者説明資料1の50ページの創出環境に係る定量的な評価の実施③種数・個体群の変化について、事業者見解では、「変化の想定は困難だ」とあります。しかし、そのようなことを言っているのではなくて、これは「創出環境に係る定量的な評価を実施してください」ということを言っています。簡単に言えば、何をしたのか、どうなったのか、その結果をどう判断するのか、どう調整するのか、ということです。それが定量的な評価であると思います。例えば、希少種だけを植えたのか、それとも専門家のアドバイスを受けてこういうものと一緒に植えたとか、その結果として何年目にはどうなったとか、このようなことを取りまとめて、こういうふうにはバトンタッチしたとか。そのことは、評価書739ページの下から8行目に書いてあります。環境保全措置の目標として、「環境創出場所で生育が維持される」と設定した。専門家の助言を得ながら実施することとした。効果には不確実性が伴うから事後調査を行うと。これについては、こうだからこう取り組む、ということが書いてあります。何をして、どうなったかを見て、それについては調整する。このため、事業者のこの見解は誤りではないかと思います。

(坂本会長)

事業者からコメントがありましたらお願いします。1点目は植生調査についての話。2点目はビオトープ、環境創出の話だと思います。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

御意見ありがとうございます。

我々の調査データの整理等々が足りないという御指摘をいただきました。そうですね。まず、2点目の知事意見に対する事業者見解に関する御指摘についてですが、これについては、種数・個体群の変化ということを、我々の方で意味の取り違えをしていたところはあると、今のお話をいただいた中で少し思いました。そうですね。我々としては明確な種数、その個体群、規模とか、そういった変化が工事の前後でどうな

るかというようなところを知事意見として示されていると認識していました。なので、具体的な種数や、個体群がどうなるかというところは、見解に示さしていただいたような理由の基で「困難である」と考えておりますけれども、「評価書に書いてあるではないか」というところでいくと、やはり意味の取り違いがあったのかなと思います。

(坂本会長)

この審議会では、評価書そのものを審議しますが、私どもはその先のことも気になっているということなので、知事意見の中で、例えば、こういう専門家にこう見てもらうみたいなのも入るかもしれません。私どもは、環境をよくすることを目指してまして、評価書そのものの審査はもちろんですが、より良くなるようなことをお願いするかもしれません。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

1点だけ申し忘れたことがありました。調査結果についてのヒアリングは、資料編に示させていただいており実施済ですが、今後の環境保全措置に関するところのヒアリングは、同様に望月先生にお願いしようと考えているところですが、まだ実施に至っておりません。なので、ただ今、小林先生から御指摘をいただいたように、さらに詳細なデータを明示した上で、我々の計画についてヒアリングして、坂本先生がおっしゃられたように、より良いビオトープの創出を実現できるようにしていきたいと考えているところであります。

(坂本会長)

私から1点確認します。ビオトープについては、何か標準的なものに従って設計しているのでしょうか。それとも、皆さんの考え方、努力によって考えているのでしょうか。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

ビオトープの設計マニュアルがあるか、という質問でよろしいでしょうか。

(坂本会長)

そうです。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

そういったものではありません。この事業において、面積や場所等、すべてを含めて考えた中で、確認された保全対象種の生息環境や条件を勘案して、今の計画案はできています。

(坂本会長)

わかりました。皆さんのお考えが、他のビオトープにも反映されると思いますので、より良いものを考えてください。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部課長)

保全措置業務につきましては、令和6年度から8年度の3箇年で実施する計画ですが、別業務として12月に着手しております。今、静環検査センターから説明していただきましたが、別業務として行っておりまして、今年度は、有識者ヒアリングや保全措置の詳細計画を定めることを計画しております。有識者ヒアリングについても、まだ実施していませんが、今後行って、それらを踏まえて保全措置業務を3箇年かけて行っていくという計画で進めております。

(坂本会長)

ありがとうございました。

小林(拓)委員、お願いします。

(小林(拓)委員)

拡散計算について、煙突高さ59mよりも100mで予測した方が、着地濃度が高くなったということに関して、「その条件を使わないから問題ない」という説明は少し乱暴だと思います。科学的な根拠を示した上で、弱風条件の式を使わなかったことを示す必要があると思います。

記憶が曖昧ですが、準備書手続では「弱風パフ式のときに着地濃度が逆転してしまう」という説明だったと思います。

「パフ式」は、無風条件で使用する式で、「排出ガスが、排出口から3次元的に広がっていくような拡散」について計算するものです。「弱風パフ式」は、少し風がある条件で使用する式で、「風を動かしていくことで、いわゆる移流拡散を考慮」して計算するものです。評価書402ページの式ですが、本質的に移流拡散を入れた方が、指数関数的減衰が入るので、弱風パフ式の方が着地濃度は下がるのではないかと思います。

そのような科学的な根拠に基づいて、「弱風条件と、無風条件を比較したところ、このようになるので、安全側をとって、こちらの式を使いました」というように、科学的な根拠を示した方がいいと思います。

次に、有風時が風速 1.0 m/s 以上、無風時が風速 0.9 m/s 以下とありますが、 0.95 m/s のときの計算できないので、未満を使う等してください。

次に、式の説明に関して、すべての係数について説明がされておられません。例えば、評価書 401 ページの長期平均濃度を計算するブルーム式では、シグマセットの説明がありません。それから、発生量入れる Q ですが、単位が「($\text{m}^3 \text{ N/時}$ または $\text{g/m}^3 \text{ N}$) 要確認」とあります。要確認とは、おそらく確認されていないということですし、どちらの単位も間違っています。最終的に C が濃度になり、分母に風速の m/s があるので、強度は $/\text{s}$ と SI 単位の秒を使わないと合わないと思います。その前の係数も濃度換算をしていないと思います。濃度は ppm と比で表すところと、質量で表すところが両方あります。なので、体積で表すときはこれ、質量で表すときはこれ、というものをきちんと示した方がいいと思います。

次に、評価書 401 ページの無風時のパフ式で、私の目が悪いのかもかもしれませんが、右辺の最初の項の分母が γ ではなく r に見えますので、確認してください。また、こちらもそれぞれのパラメーター含めて単位を示した方がいいと思います。

次に、パフ式で計算している場所は、距離と高さだけですけれども、計算点が XYZ という書き方をしているので、これも修正ミスだと思います。

以上となりますが、一番重要な点は、弱風パフ式を使わない根拠を示していただきたいということです。または、前に発言したと思いますが、弱風パフ式で何が問題かということ、上空の方が風速が速くなり、拡散係数が変わってしまうことなので、その拡散係数を使わないで、 59 m と 100 m に対して、 59 m の風速を両方に適用した場合、 100 m の風速を両方に適用した場合で比較して、安全側の値を取るという方が、聞いている方には説得力があると思います。

これは、この式の限界ですので、限界を抑えた上で、「この条件で計算するとこうなり、だから安全側をとって高濃度になるこの式で計算したところこうなる。」という論理の方が良いと思いました。

(坂本会長)

現時点で事業者の方、コメントありますか。

（事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏）

弱風を飛ばして無風というように分けた手順はともかくとして、その手順に対して、なぜそれを採用したかという検討が全然触れられていなくて、非常に乱暴だという御意見につきましては、確かにそのとおりだと思います。そういったことについての検討結果や、なぜこれを採用したかとかについての検討結果を一切記載しておりませんので、このままいくのであれば、そういった記述については再度検討させていただきます。

繰り返しになりますが、高さによって風速が変わって、拡散係数も境目で変わってしまうという中で、同じ風速を当てはめてやる場合にもそうなりますが、ある種の不確実性はあるということで、そこらはそちらで限界がある中で、今回については、例えば、高さ別であったり、昼夜別であったり、そういったいろいろな予測を行う中で、よりシンプルなやり方として、無風というように分けてやることを採択しましたが、改めて風速を分けた方がよろしいのではないかという御意見をいただきましたので、それに対して我々なりに、どこまでよりよい形で再現できるかについては、また検討していきたいと思います。

それと、もろもろの間違いについては誠に申し訳ません。修正を進めます。

（小林（拓）委員）

最初に言った弱風パフ式では、おそらくパフ式よりも着地濃度が下がると思います。感覚的な話をしているので、間違っていたら申し訳ないですが、それを証明して、安全側で高い濃度が出るこのパフ式を使い出したということでもいいと思います。

（坂本会長）

ところで、風速は、高さ別に測定するのでしょうか。

（事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏）

現地では、地上10mの風速を測定しており、1年間測定したデータを蓄積しております。予測では、10mで測定して何m/sだったものが、煙突高さの59mだったら何m/sと計算しております。

(坂本会長)

分かりました。後で意見を募集しますけど、限界は理解しているということです。

田中委員、お願いします。

(田中委員)

大きく2点あります。

1点目は、個別の話ではなくて、今いろいろな議論をしておりますが、評価書はもうできていますよね。そうすると、今ここで議論していることは、環境アセスメント手続として、どのようにして環境保全に反映されるのでしょうか。

補正評価書が前提になっているみたいな感じがしますが、やっていることが1つずつずれていて、本来、準備書段階で行う議論を評価書で行っているような感じになっていて、環境アセスメント制度として、何かずれているという感じがします。

県の方にお伺いしますが、ここでいろいろな議論をしても、その内容を一般市民は知らないわけですよ。知らないというのは、審議会の傍聴に来ればわかりますが、そうでない限り、ここに来た人しかわかりません。これに対して、事業者の方は、こう考えた、ああ考えた、ということもいろいろ発言されておりますが、これがどういう意味があることなのかよくわからなくなってしまう。

例えば、環境保全対策について、「これからいろいろ検討して、いろいろヒアリングして、これから検討します」という内容になっていますが、本来、それは方法書の段階の内容であって、評価書の段階の内容ではないと思います。

(事務局 樋川課長補佐)

準備書に対する知事意見を述べて、その知事意見を反映して、今回事業者が出してきたのが評価書であり、それに対して意見がなければこの評価書で確定するし、評価書に対する意見があれば、補正評価書という形でもう一度検討したものが作られます。

評価書に「まだ検討中」という見解が示されていることについては、事務局としても適切ではないと思います。田中委員がおっしゃるように、本来そこを検討した上で、評価書は作られるべきだと思います。

(田中委員)

今日の段階で評価書には、事業者レベルで「環境保全対策は、こういう理由で・こういう根拠で・こうやっていきます」ということを書いてもらわなければいけないと思います。それに対して、我々が意見を言って、もし何か追加的なことが必要であれば補正評価書にまとめてもらうということですが、この最終段階の評価書で「これから考えます」となっていると、今我々が意見を言ったら、それがどこで、どういうふうに反映されるのかすごく気になります。山梨県の他の案件でも、事業が始まってからアセスが始まるというものがたくさんありますけれども、それがこの会議室の中だけでずっと進んでいくというのはすごく心配です。本当にこれでよろしいのでしょうか、というのが1点目の意見です。

2点目は、個別具体的な話です。先ほど、スライド49ページで、ミナミメダカの面積のことをお話しされていましたが、私がお願いしたのは、それなりの里山の水田、生態系が残っているところに、開発事業がくることによって、まず守るべき生態系は何なのか。その守るべき生態系が開発事業区域の中で、どれぐらいを示していたのか。今度開発があったら、どれぐらいが開発によって消失してしまうのか。間接的な影響を言い始めたら、いろいろなこと考えなければならないので、そんなに難しいことは言わないで、「直接的になくなってしまうのはどれだけですか」ということを説明していただきたいということです。例えば、ミナミメダカやトノサマガエルといった貴重な守るべき生物種を絞られたわけですが、それらを守ると言ったら、ハビタッドを守るしかありません。それでは、ミナミメダカのハビタッドは、その事業区域の中ではどれだけありますか。開発事業がきたら、それがどれぐらいに減りますか。それには間接的な影響はないと思います。物理的にどれぐらいなくなってしまうですか。そのようなデータを教えていただきたいということです。

先ほど、「面積で示すことは困難である」と言われていましたが、それでは一体何ができることになるのかと、クエスチョンがたくさんついてしまいます。評価書886ページに、ミナミメダカについて、遺伝子情報が在来のもので移入されたもので違ふとか、いろいろ混ざっているとかコメントされていますが、そういうことも重要ですが、よく考えてみてください。水田地帯で、農薬等を使っていなければ、その辺の水たまりにメダカが繁殖して、ライフサイクルを全うして、ずっとそこに生息していたわけですから。それが、開発によって水たまりすらなくなってしまった、水辺すらなくなってしまったら、魚類、いわゆる水生生物は絶対に住めないわけです。

私が「玉ねぎの皮は外側から1枚1枚剥かなければ駄目です」と言っているのはそういうことですが、その議論がないうちに、メダカの遺伝子情報云々なんて話をしても、ほとんど意味がありません。この事業で、メダカが住めるようなハビタッドをどれだけ残せた、或いはビオトープをやられるのであれば、どれぐらい創出できたのか。それが最初です。その後で、繁殖している個体を確認して、いろいろな（遺伝子情報）が混ざっているみたいな心配をすればよろしいわけです。最初は、大まかでいいから、そういう生物が生息できるようなハビタッドが維持できているのか、或いは創出できているのか、ということをしっかりと評価しなければ、アセスを行っても意味がないことになってしまいます。

このため、「在来個体群の維持を想定しているため、面積で示すことは困難である」という説明は意味がわかりませんでした。もう1度説明してください。

（坂本会長）

その点について、回答をお願いします。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

現地調査で捕獲されたミナミメダカの遺伝系統を調べたところ、在来系統も生息していましたが、他の地域から入ってきたような系統も確認され、それが混生している地点もあるということがはっきりとしました。我々としては、ミナミメダカは重要種ではありますが、在来系統のミナミメダカを残すべきではないかと視点を置いているので、事業区域の中に生息しているミナミメダカすべてを移植できるような環境ではなく、それらを工事前に捕獲して、遺伝系統を調べて、在来系統であるものだけをビオトープに放すという計画をしております。このため、今、田中先生がおっしゃられたような、着眼点のスタートが違うじゃないかというところについては、我々の計画してきたこととちょっと違うところがありました。

（田中委員）

それは違ったら全くおかしいわけで、知事意見で求めた「消失面積と創出面積」、これが玉ねぎの一番外側の皮ですよ。一番表面。どれだけ表面の土地が改変されるのかという、ただそれだけの話。でもいきなり捕まえたものを見て、遺伝子情報が違うものが混じっていると。そうすると、他の事業でもよく出るのですが、何をもって環境保全措置がち

やんとうまくいったか、いかないかというためには、事前に、成功基準が明確になっていなければ、何とでも言葉だけで影響はないだとか、守られたとか、そういうふうになってしまいます。今の話だと、遺伝子情報を調べてこの甲府盆地の、この辺りの遺伝子を持ったミナミメダカだけが環境保全の対象になる、という判断されたということですよね。であれば、それを明確にアセス書に書かなければいけないのではないのでしょうか。他のミナミメダカはいろいろなものが混ざっているかよくわからないけれど、それは在来種の遺伝子情報を持ってないので、保全しなくてもいいんだということですね。でも、ちょっとそれは、何か相当行き過ぎな感じがします。さっき言ったように、遺伝子の話をする前に、まず水辺、他にカエルだとか、シジミだとか、ミズカマキリだとか、いろいろな水生昆虫もいるかもしれない。とにかく、そういう水辺、水生水域がどうなったか。陸域だってそうです。例えば、林があった、草原があった。まずはそこ、それだけでいいとは言わないけれども、そこをちゃんと把握して、何かわからないけど、水生生物が住めるぐらいの、今までと同じぐらいの水辺が維持できることが重要です。その次に、どういう種です。その種の次に遺伝子情報だと思います。ですが、そこまで本当にアセスで議論するのか。ミナミメダカ以外でそういうことをやっていますか。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

まずその遺伝系統の話については、ドジョウについても、そういう遺伝系統の文献が存在しますので、それに則ったかたちで調べています。

（田中委員）

そのドジョウも保全すべき生物種としているのでしょうか。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

カテゴリーとしては入ってくるのですが、遺伝系統を調べたところ、完全国外由来、日本の他の地域でもなくてというところがわかったので、理由としては、そのため保全対象種からは外すという話をしています。

（田中委員）

わかりました。そういう判断を他の種にもやられた結果、私には、唐突に886から887ページに出てきたような気がしたのだけれど、だ

けど、そういう判断をされているわけですね。遺伝情報が違うやつは、最初からアセスの対象になっていないということですね。

ただ、どうなのでしょう。そのエリアの中で、どこに皆さんがその正しいと思うミナミメダカの個体群がいて、どこには他のが混じっているかなんて、そんな調査はなかなかできません。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

調査においては、地点を設けて調査をしています。今回の審議会の資料として準備した別紙は、評価書の中から抜粋をしたものになります。870ページの魚類の保全すべき種に対して、確認位置を載せております。調査地点ごとに調査をしていますので、そこにおいて捕獲されたメダカから複数個体をチョイスして、遺伝系統を調べています。ですので、地点という意味では、ここの地点は混成している、混成していないというのはわかります。その情報はあるところです。

（田中委員）

その前に、今のスライド49ページの左側の知事意見として書いてある、消失面積と創出面積の話は、それはそんなに細かいことではないのです。もっと言えば、水域がもともとどれだけあって、水がある。簡単に言えば、いつも水があるところ、時々雨が降ったら水があるところぐらいの区別はしたほうがいいかもしれないけれども、そんな大雑把な、というのは水があるところと水がないところでは、メダカうんぬんの話ではないわけですから。だからアセスをやるときに、玉ねぎの皮を1枚1枚外からむいていかないと、何かまともな調査とか議論をしているようなのだけれども、本当は噴飯ものみたいな話っていっぱいあるのです。だからまずは、魚とか、両生類とか、貝類とか、そういうので、もし保全すべきと判断されたものがあるのであれば、そういう生息域がどれぐらいあるのか、この開発によってどれぐらいなくなってしまうのか、それがなくなってしまうことについてどうしても回避も最小化もできないのであれば、なくなってしまったものを100としたら、ビオトープを作っても、もしかしたら10ぐらいしか補えないかもしれないけれども、とにかく頑張って10をやりましたとか、そういうことが定量的に、定量的にということ一番早いのは生息空間の面積だと思います。だから、それをぜひ、示さなければと言っても、もう評価書はできてしまっているわけだから、だってこれは準備書のときの意見ですよ、確か。だから評価書に載せるようにと言ってあれだけ議論したような気がするけ

れど、それがスルーされて今の時点に来ているこの会議というのは一体何なのだというのは、最初の話に戻ってしまうのですが。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

面積の話については、こちらの方で深読みし過ぎてしまったところは実際あると思います。なので、本当にその大前提の、対象事業実施区域内の、例えば植生区分でありますとか、そういった形で分けて、その面積がいくつあります、それが改変、今回は全改変ですので、それがこうなりますという、その話であったというところですね。

（田中委員）

おっしゃるように、植生区分図レベルです。もっとそれよりも前のレベルの話かもしれない。単純かもしれないけれど、そのレベルの話です。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

ちょっとそこではなく、もう少し深読みをしてしまって、例えばですけども、メダカが生息するのにとても適している水域がどれぐらいあって、それが今回の工事でどれだけなくなっていく、そういうもっとう突き詰めたような話に関するような知事意見なのかなと思ってしまったので、こういった見解を述べさせていただいたというところです。

（田中委員）

準備書とか評価書では、その植生区分図レベルでいいと思いますが、ただビオトープを作ってうんぬんというふうになったら、もう相当絞られたエリアですから、そこはどうやってこれが成功といえるのかというのは、今言われたようなことを、やはりちゃんと持ってきて、小さいモデルとか、そういうことをちゃんと持ってきて、定量的に評価しないと、やはりなあなあになってしまうのではないかと。今からでは、何か遅いような気がするけれど、遅くはないです。今からいろいろ、実際のことを検討されてやってくということであれば、ビオトープがどれぐらいの効果あるのかを見える化する。やるのだったら、ぜひ、本当にちゃんとそれが地域の環境保全に、さっき言ったように100のうち10ぐらいしか寄与しなかったとしても、ベター・ザン・ナッシングですから、それをやる以上は、成功するようにちゃんとやって欲しいです。

（坂本会長）

その件を知事意見でどう表現するかは、委員の方にも考えていただきたいと思います。

確認ですけど、補正評価書は出してもらっても、この委員会にはかからないですね。

（事務局 樋川課長補佐）

はい。

（坂本会長）

それから環境保全措置は、ビオトープ含め考えているのだけれど、それについてもこの審議会ではもう審議はないですね。という状況なので、1つは県の事務局の方々には、今、話した補正評価書のことも含め、それからビオトープのところも含め、十分に検討いただきたいし、必要だったら、この審議会とは別に、委員の方に聞いていただければいいかと思います。それから事業者の方には、この委員会で、もう扱えないような話になっているので、自主的にその辺のことを公開し、誰でもわかるようにしていただくことは、お願いとしてあり得るかと思います。

それでは会場の委員の方、他にはよろしいですか。では、Web参加の委員の方、手を挙げて、今のところ公開の部分ですけど、公開の部分はよろしいですか。

（佐藤委員）

公開の部分でお願いします。オオタカとフクロウについてですけども、非公開の部分では分布とか地図が載っているので、そうではない部分で2点ありまして、予測結果のところ、ページでいうところの809と816、オオタカとフクロウです。ここで表面だけの問題なのですけども、「極めて小さい」という言葉と「さらに低減」という言葉が何箇所かで使われているのですが、この「極めて」とか「さらに」という言葉はあまり実態を正確にとらえているわけではないので、そちらへ言葉で誘導してしまうこともあるので、「極めて」とか「さらに」という言葉は、削除するなら削除して欲しいですし、慎重に再検討してもらって、あまり多用しないようにという注文です。

それからもう1点。オオタカのところで、910ページに餌資源量調査というのが出てくるのですが、これはとてもわかりづらくて、私のような鳥の専門家が読んでも、とても流れがわかりづらい。これはつまり、事業地の周辺の面積に対して、例えばコジュケイが何羽いるから、全体

では同じような環境で何羽いて、鳥の肉の重さをグラムで表していて、オオタカが1日当たり160グラムの鳥の生肉を必要とするので、年間に116キロ必要ですと、そういう計算が出てくるのですが、これで繁殖期に子育てをしているオオタカの107日間に66キログラム必要だから、センサスをやって、コドラート調査をやって、50メートル四方でコジュケイが2羽記録されたので、コジュケイが1羽当たり200何グラムだからというふうにして、そしてコジュケイが住めるような環境が何十ヘクタールあるのというふうにして、環境に応じて推定餌量を出しています。しかし、これはすごく乱暴で、例えば水面が100ヘクタールあったとして、そこにマガモが2羽いて、50メートル四方で数えるということですから、水面倍だけマガモがいるかといえどそんなことはないわけで、生き物って、鳥は縄張りを持ってお互いを寄せ付けないわけですから、50メートル四方に鳥がいたからといって、その倍・倍・倍・・・とずっと鳥がいるわけではない。ですから、計算方法として非常に乱暴なやり方をしているということと、今の説明したこととでちょっとわからない人もいますけれど、このやり方です。基本、1日にオオタカが何グラムの生肉を必要とするから、こうでこうでこうだという順序立てて、林野庁が20年ぐらい前に出した報告書に基づいて、これは計算されていますけれども、そこをきちんと順序だてて説明をして、だからこうなのだというのを説明してもらわないと、そもそも手法と結果の間にページが飛んでいますから、見づらい報告書なので、そこは冒頭できちんと説明してもらったほうがよいということです。そして、先ほど、田中先生から話出ていましたけれども、その結果何を言いたいのかというと、オオタカが餌を採れる面積が、工事中において2.3%減少するだけだと、そして、供用時は0.48%減少するだけだと言っているわけです。ですから、全体に対して1%以下の環境が、オオタカが使う環境にとって失われるだけなので問題はない、ということと言いたいのだと思いますけれども、それはそれで良いとして、順序だててきっちりと説明してもらいたい。これは普通の人を読むと、結構、難解です。

(坂本会長)

今のはコメントで、知事意見では、もう少し表現は変えると思いますけれど、現時点で何か事業者の方から、コメントなり、回答なりはありますか。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

記載の載せ方がわかりづらいというところで、よりわかりやすく検討したところではあったのですけれども、わかりづらいということで、申し訳ありません。検討するべきというふうに心得ました。実際の計算の仕方は佐藤先生が御理解いただいているとおりで、おおよそ間違いないかと思います。冒頭で少し音声が聞こえなかったところもあったので、今のような回答ですけれども、もちろん50メートル四方に確認されたものが同環境にすべているとは、こちらも考えておりません。ただ、すべてを調査するというのは、なかなか、規模的にも難しいところでしたので、あくまで推定というふうに書かせてはいただいております。

（佐藤委員）

一言だけよろしいですか。今の回答ですけれども、このような乱暴な報告は科学的な研究報告ではありえないわけですし、同じ環境がその面積がありますというのは、あまりにもおかしいです。専門家はともかくとして、知らない方はそちらに導かれますから、それだけの面積の中に、すべて、好適餌が50メートル四方に2羽いたので、それが100ヘクタールあれば、それだけいるのだという計算になっているので、それはおかしいです。もしどうしてもこういう表現をするのであれば、その断りを入れてもらって、こう仮定したのだと書いてください。加えて、現実はどうではないし、また年によって、もしくは5年後、10年後には環境は変わっているかもしれないので、そのことを踏まえた上で読み取ってくださいと、ちゃんと書かないとおかしいと思います。

（坂本会長）

事業者は何かコメントはありますか。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

はい。先生御指摘のとおり、推定として計算していることがはっきりとわかるように記載をするべきだと認識いたしました。ありがとうございます。

（坂本会長）

それでは岩田委員、お待たせしましたけれど、いかがですか。

（岩田委員）

岩田です。知事意見の4に対する事業者の回答のところですが、今回は、環境基準に加えて成功基準を導入して、2段階の検討をしているというのが、知事意見4に対する回答として挙げられているかと思いますが、知事意見の意味するところは、基準値をもとに環境影響の評価を行うのではなくて、開発前からの変化をどう最小化するか、回避するかということや、比較対象地と開発地の変化をいかに最小化するかということを前提に評価して欲しいということだと考えています。今回の評価書では、基準値にさらに基準値を加えて、2段階の基準値で評価しているというふうに読み取れるのですが、次の資料7ページの上の、大気汚染、騒音、水質の、いずれもそのように読み取れるのですが、そうではなくて、環境影響の調査を行っていますので、そこ（事業着手前）から、事業着手した後の変化をどれくらい小さくすることができるかという点を前提にしていきたいと思います。特に一律排水基準、これは排水による排水路のための環境基準ではなくて、排水そのものの基準値ですので、そもそもこれを出してくること自体がそれほど適切とは思えませんし、また環境基準でSS 25 mg/Lという水質の基準が出ていますが、実際の観測値は、大体1から10 mg/L程度ですので、この基準であると、環境が悪化してしまう可能性もありますので、基準値を出すというのもいいのですが、それに加えて、アセスを行ったデータをもとに評価を行うということを前提にしていきたいと思います。

（坂本会長）

新しい基準に相当するものを作るということなのですが、その前にやるべきことがあるということではないかと思います。事業者の方には、最初はこういう基準を考えて、でも駄目なので別の基準を作りましたみたいな感じがわかるように書いてもらえばいいでしょうか。何か事業者からコメントはありますか。

（事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏）

環境保全措置の効果を数値化して、それを最終的な予測結果として、成功基準と比較するようにというような、最終的な結論としてはこういう御意見になるのかなとは思いますが、こちらでいう環境配慮事項、あるいは環境保全措置、いずれにおいても、数値化ができないものがあるかと思いますが、要は、そういった効果も含めて具体化してできないものを何とか具体化して、成功基準としてできるだけ数値化困難

なものも見える化して、それを見込んで、ものすごく厳しい目標値を設定して、実際動かしてみたら、そこまで動かなかったとなると、それはそれで予測が正しくなかったということになって、どこまでそれを突き詰めていくかというところの線引きの話なのかなとは少しは思っております。

その中で、まずは考えられる効果について反映したものについて、最低限というところと言いが正しいかわかりませんが、1つ目のゴールラインとして環境基準等というものを設定して、それとの比較評価を行う。そうすると、現時点での予測条件においてこれをクリアするということは、最低限の環境への影響の低減はされているということが、今回環境基準等として新たに設けた2つ目のゴールラインの目的となります。それで、予測をした結果、現状からこのくらい悪化するだろう現況からの悪化の予測結果とか、そういったものと比較してそれをさらに小さくするためにはどのぐらいの設定ができるかというのを、可能性も含めて成功基準を設定して、事後調査で評価するというのが今回2段階で設けた1つの流れとなっております。

その上で、知事意見に戻りまして、今回、準備書において我々の方で環境保全目標という言葉で評価をやるし、事後調査の結果もそれで比較をするというような形で設けていたものに対して、その環境保全目標について、環境基準とかそういったものをシンプルに引っ張ってくるのではなくて、というような御意見をいただいた中で、こういう対処を今回ちょっと新たに検討した中での答えになります。

その上で、おっしゃっていただいたとおり、現況からどのくらいまで悪化するのを小さくすることができるのか、それについてどう評価するのかといったものについて、我々としては成功基準と事後調査においてそれを確保するといった考えで設定を行ったものです。それが、排水基準は正しくないだろうというようなところについて、また改めて検討できればと思います。ただやはり、現時点で、考えられて、かつ、予測に含むことができる内容を反映した、言ってみればマックスな結果を踏まえて、ちょっと、今、いい言葉が出てきません。

(坂本会長)

この審議会のメンバーは、事業の実施で現状より（環境が）悪くなることは前提としてわかっています。それを少しでも良くするように成功基準を設けてやろうとしているのはわかりますけれど、あとは、何で今の成功基準まで話がいった（今の成功基準とした）のか、その過程の中

で、どんなことや、こんなことをしたけれど、うまくいかないから、うまくいかないといけないのでしょうか、せめてこのぐらいの基準を作ったというようなことがわかるようにしてほしい。何か成功基準だけ取り出すと、自分たちに都合よい基準を、別途作ったのではないかみたいな印象も持たれる可能性もある。なので、その辺の論理構成というか、そこをしっかりとらどうかということなのですが、岩田委員、いかがですか。

（岩田委員）

SSの例えば200mg/Lですとか25mg/Lが大きな問題であるとは、私は考えていないです。降雨時にそれぐらいの濃度になったり、平水時に25mg/Lになるようなことは、十分にこのような水道環境ではあると思うのですが、モニタリング結果があるにもかかわらず、それとは違う基準値で成功の判断をしようとされているという考え方が、知事意見4に対する回答に沿っていないというふうに考えて、申し上げたところです。

（坂本会長）

わかりました。成功基準について考えのなら、もう少し、納得できるような話の展開をしてもらうということでしょうか。よろしいでしょうか。

高木委員お願いします。

（高木委員）

知事意見に対しては特にはないのですが、評価書の方を見てみると、私は騒音が担当なので、例えば8-226ページ、通し番号の514ページを見ると、予測地点である4つの地点のうちの1箇所については、環境基準の50を上回る58まで騒音が上がります、と建設作業時の話ですけれども書いてあります。仮囲いで遮音シートを使うことによって、それで大丈夫です、という結論になっています。もちろん、計算上はそれで問題はないと思っていますけれども、遮音シートは施工を少しいい加減にすると、隙間から音がいくらでも漏れてしまうものでもございしますので、工事をされるときに、ぎりぎりというか、この遮音シートで勝負しているのだということを、工事の方が認識をきちんとされて工事をしないと、ここに書いてあることとは違うことになりかねないということの注意喚起はしておこうと思います。それが1つです。

それからもう1つ、設置する場所がものすごい交通量が多い幹線道路に面しているので、道路交通騒音に関しても、建設時の土砂を大量に運んできたりするトラックは相当な台数なのですが、それとか実際に稼働したときのパッカー車の台数、これもそこそこの台数なのですが、いずれも現状の交通量がとても多いので、それに比べると大したことがないという話になって、環境基準を少しクリアしていますけれども、現状がもう、問題なので、現状はすでに環境基準をオーバーしたりしているので、まさに、今、お話があった成功基準ではないですが、そんなに大きな問題にはならないというような書きぶりなのですが、それでもやはり環境基準はオーバーしたりしているので、工事のトラックにしろパッカー車にしろ、そういう状況であるということの認識をきちんと持っていて、工事なり運用中に注意をしていただくということは、繰り返し、繰り返し注意喚起をしてかないといけないと思っておりますので、そのことだけ申し上げておきます。

(坂本会長)

今の時点で、コメントはありますか。なければそういう感じの知事意見が出てくると思っていてください。実は、時間が50分遅れになっています。ここで短いトイレ休憩をはさみ、残りは非公開部分ということでやらせていただきたいと思います。はい。冒頭にお伝えしましたように、非公開で審議を進めますので、報道関係者、傍聴人の皆様には退出をお願いします。休憩は最大10分ですが、皆さんがそろわれたら、10分以内でも再開しようと思います。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

傍聴の方がいらっしゃらないので、このまま続けます。

最後に全体を通して、非公開の部分も含めて、言い忘れたこと等ありましたら、挙手をお願いします。

それでは、今日の審議は以上で終わりたいと思います。全体を通しての意見は今の時点ではありません。

それでは、事業内容に関する説明と質疑は終了させていただきます。事業者の皆様には、本日回答いただけなかった部分について、事務局を通して回答をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、追加の

質問等ございましたら、来週の2月10日までに、事務局にお伝えいただきたいということで、また御連絡を差し上げることになっています。事業者の皆様は、お手数ですが、それに対する回答を御検討ください。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。水田ということではなかなか意見がいいにくいところですが、次回は、知事意見の素案を審議会として確認する、具体的に何を出すかは県の責任です。なので、ビオトープ等、評価環境影響評価とは離れているかもしれませんが、その辺についても、意見としてはどんどん出してください。それから水田の話も審議会の意見としてどんどん出してください。それを、次回の知事意見素案の審議でもんで、検討して、知事意見書素案の審議会案として出します。それをどうするかというのは、県の責任だというふうに理解しております。

それでは、私の司会はここまでです。どうもありがとうございました。事務局、お願いします。

（司会 齋藤総括課長補佐）

委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。それでは「3 その他」です。事務局お願いします。

3 その他

（事務局 樋川課長補佐）

大気水質保全課 樋川です。事務局より今後について御説明させていただきます。

これまでと同様に、事務局にて本日の議事録を作成し、皆様にメールをお送りいたしますので、議事録が届きましたら、御確認いただきますようお願いいたします。事業者におかれましては、事務局にて、本日の質疑と、あと、委員からの追加の御意見・御質問があれば、それらを取りまとめお送りしますので、それらの意見に対する回答の作成をお願いします。冒頭でも御説明しましたが、次回の審議会は2月27日を予定しております。開催通知の発送はこれからとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、先月、甲府・峡東地域ごみ処理施設、地域振興施設等の審議会を開催させていただきましたが、こちらの知事意見の素案についても27日の審議会であわせて御審議いただくか、もしくは3月に別途審議会

を開催させていただくかを、現在検討しておりますので、順番が少し逆転することになりますけれども、御承知おきください。事務局からは以上です。

（司会 齋藤総括課長補佐）

それでは以上をもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議、誠にありがとうございました。

<了>